

■射水市新湊中央文化会館 利用のご案内

●開館時間

午前9時から午後10時

●休館日

毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）および、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
（上記以外に設備保守等のため臨時に休館することがあります。）

●使用時間

・使用時間には準備、後片付け等の時間を含みます。

●使用の申込み方法、受付期間

- ・使用許可申請書に必要事項を記載の上、事務局まで提出してください。
- ・大ホール、小ホールについては、使用日の属する月の前12カ月から受付します。
- ・リハーサル室、楽屋、練習室、展示室、会議室、研修室及び実習室にあつては使用日の属する月の前6カ月から受付します。ただし、ホールと併用するときは前項の期間。
- ・申請にかかる使用許可の順位は申請の順序による。ただし、会館の同一施設または同一附属施設および備品を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、申請者間の協議または抽選により申請の順序を決定します。

●利用料金の納付

- ・施設の利用料金は、料金表をご覧ください。
- ・施設の利用料金は使用許可書と引き換えに納付していただきます。
- ・附属設備備品の利用料金は別に定められていますので、事務局にお尋ねください。
- ・すでに納めた利用料金は、市条例で定められている場合を除きお返しいたしません。

●使用許可の制限

- ・公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- ・会館の施設、附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- ・管理上支障があると認めるとき。
- ・会館の条例および規則に違反したとき。
- ・使用許可の条例に違反したとき。
- ・故意に他の者の使用を妨害する意図が認められるとき。

●その他使用上の注意事項

- ・利用した設備、備品等は原状回復し、整理整頓してください。
- ・所定の場所以外で火気を使用しないでください。
- ・使用者で設備、備品などを損傷・汚損または滅失されたときは弁償していただきます。
- ・その他、ご不明な点がございましたら会館職員の指示にお尋ねください。